

大阪市立真住中学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は大阪市立真住中学校PTAという。この会の事務所は大阪市立真住中学校に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と先生とが協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- ・会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、人権問題について正しい理解を深める。
- ・家庭と学校及び地域社会との緊密な連携によって生徒の福祉を増進する。
- ・家庭と学校と地域社会における教育環境をよくする。

第3章 方 針

第4条 この会は本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- ・生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- ・特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- ・他のいかなる団体及び機関からも支配、統制、干渉を受けない。
- ・この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の立候補者を推薦しない。
- ・学校の教育方針、学校管理、教職員人事に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員となることのできる者は次の通りである。

- ・この学校に在籍する生徒の保護者。
- ・この学校の教職員。
- ・この会の趣旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得た者。

第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 理

第7条 この会の経理は会費をもってする。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出または使用してはならない。

第10条 この会の会費は会員一世帯、年額4000円とする。

第11条 この会の経理は、会計監査を受けて会員に報告されなければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第6章 役員とその選出

第14条 この会の役員は次の通りとする。

- ・会 長 1 名 保護者
- ・副会長 若干名 保護者
- ・書 記 2 名 保護者1名と先生1名(※3)
- ・会 計 2 名 保護者
- ・役員は他の役員又は会計監査員を兼ねることはできない。
- ・第5条の3で認められた会員は、役員になることはできない。

第15条 役員の任期は 5月1日より、1年とする。ただし再選は妨げない。(※1)

第16条 役員の選出及び就任は次の通り行われる。

- ・役員立候補指名委員会（以下「指名委員会」という）を次の方法によって構成する。

- ・保護者の中から互選により 3 名を選出する。
- ・実行委員の中から 2 名を選出する。
- ・学校教職員より 1 名を指名委員とする。(※ 2)
- ・指名委員は役員及び会計監査委員長の立候補者になることはできない。
- ・指名委員会は構成されるとすみやかに指名委員の氏名を全会員に知らせる。
- ・指名委員会は役員立候補者を指名し、役員選挙の少なくとも 5 日前に全会員に知らせる。
- ・指名委員会によって指名される立候補者以外に、一般会員から役員に立候補または推薦することができる。
- ・立候補者または推薦者はその氏名を指名委員会構成発表後 7 日以内に指名委員会に届け出るものとする。
- ・候補者の指名は、指名委員会の場合も、又前項により行う場合も、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
- ・役員は年度初めの総会において、出席した全員の無記名投票又はその他の方法により、多数決で選任される。

第 17 条 会長に欠員の生じた時は、副会長が代行する。任期は前任者の残任期間とする。

第 18 条 会長以外の欠員が生じた時は、実行委員会がこれを補充する。

第 7 章 役員の資格とその任務

第 19 条 この会の目的並びに方針について十分な理解ある会員で、公選による公職者でない者は、第 6 章の規定に従って役員に選出されることができる。

第 20 条 役員の任務は次の通りである。

- ・会長は次の職務を行う。
- ・会長はこの会を代表し、運営上の全ての責任者になる。
- ・総会及び実行委員会等を招集する。
- ・他の役員及び校長の意見を聞いて、常置委員会の委員長を任命する。
- ・実行委員会の承認を得て特別委員会の委員長を任命し、委嘱する。
- ・常置委員会、及び特別委員会の委員を実行委員会の承認を得て、それぞれ委嘱する。
- ・各委員会（指名委員会及び会計監査委員会を除く）に出席して、意見を聞きまた述べることができる。
- ・この会の資産を管理する。
- ・副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- ・書記は次の職務を行う。
- ・総会及び実行委員会の議事並びにこの会の活動に関する記録を行う。
- ・記録、通信その他の書類を保管する。
- ・会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- ・会計は次の職務を行う。
- ・総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- ・予算編成に協力する。
- ・会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- ・会計監査を受けて、会員に報告する。
- ・会計規定、その他に基づいてすべての会計措置を行う。

第 8 章 会計監査委員会

第 21 条 この会の経理を監査するために会計監査委員会を置く。

- ・会計監査委員会には委員長以外に 2 名の委員を置く。

第 22 条 会計監査委員長の選出及び就任は第 16 条に準じて行う。

- ・委員長は他の 2 名の委員を選任する。

第 23 条 会計監査委員会はこの会の会計を監査し、年 1 回以上全会員にその結果を報告する。

第 24 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。

第 25 条 会計監査委員長は実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 9 章 総 会

第 26 条 総会はこの会の最高決議機関である。

第 27 条 総会は全会員数の 5 分の 1 の出席をもって成立する。

- ・委任状は、出席数に加算する。
- ・決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 28 条 定期総会は年 2 回以上開催する。

- ・臨時総会は会員の 5 分の 1 の要求があった時及び会長が必要と認め、実行委員会で承認された時、これを招集する。

第 29 条 この会の役員、会計監査委員長の選出、及び年間事業計画、予算の審議決定並びに決算報告の承認は総会で行う。

第 10 章 実行委員会

第 30 条 実行委員会はこの会の役員及び各常置委員会の委員長並びに校長、教頭をもって構成される。

- ・委員長に事故ある場合は副委員長が代行する。
- ・会長及び校長の要請又は承認のうえで保護者並びに教職員も出席することができる。

第 31 条 実行委員会の任務は次の通りである。

- ・会長の委嘱する特別委員会の委員長及び委員並びに常置委員会の各委員を承認する。
- ・各委員会によって立案された事業計画、その他を審議する。
- ・総会に提出する議案を調整する。
- ・必要のある時は特別委員会を設ける。
- ・その他、会則、規約並びに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第 32 条 実行委員会の例会は、原則として毎月 1 回開催する。

- ・実行委員会の成立は委員の 2 分の 1 以上の出席を必要とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 11 章 常置委員会及び特別委員会

第 33 条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案及び実施するために次の常置委員会を置く。

- ・広報委員会
- ・学校生活委員会（※4）
- ・地域生活委員会（※4）

第 34 条 常置委員は委員長が選任し、実行委員会の承認を得て会長が委嘱する。

第 35 条 この会の特別の目的を遂行するために必要のある時は、特別委員会を設けることができる。

- ・特別委員会の委員長及び委員は、他の役員及び校長の意見を聞き実行委員会の承認を得て、会長が任命する。
- ・特別委員会はその任務が終わるとともに自動的に解散する。

第 36 条 各委員会の委員長並びに委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 37 条 広報委員会の任務は、次の通りである。（※4）

- ・会員に対して情報を伝達する。
- ・地域社会に対して、この会の認識と理解を深め進んで協力を得るように努める。
- ・この会と同じ目的をもつ他の団体又は機関と連絡をはかる。
- ・広報紙を発行する。

第 38 条 学校生活委員会の任務は、次の通りである。(※4)

- ・この会の目的達成に必要な活動の年間計画をたてる。
- ・年間計画に基づく事業、活動に必要な収支予算の調整を行う。
- ・各委員会の事業、活動の調整を行う。
- ・他の委員会に属さない事業、活動を実施する。
- ・会員の教養と知識技能を高めるため学習活動を推進する。
- ・地域における社会教育の推進に協力する。
- ・会員の健康増進と保健衛生に対する理解を深め、体力の向上をはかる。
- ・会員のスポーツ、レクリエーション活動を推進し、グループ、クラブ活動の活性化を図る。

第 39 条 地域生活委員会の任務は、次の通りである。(※4)

- ・保護者と先生の最も基本的な話し合いの場であり、あらゆる P T A 活動の基盤となるよう努める。
- ・保護者と先生、あるいは保護者相互の連携と親睦をはかるために学級集会・学年集会を開催する。
- ・教育環境がより好ましくなるよう努める。
- ・地域における生徒の健全育成、交通安全、環境浄化、非行防止に努め、会員の意識を高める。
- ・地域における会員の連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるように努める。
- ・地域の他の P T A と連絡・調整をはかる。
- ・地域の諸団体、機関との連携をはかる。
- ・広報板の整備管理に努める。
- ・人権問題学習会の企画、立案、運営等を行う。
- ・人権問題学習に関する研究事業を推進する。
- ・人権啓発事業としての広報活動に努める。

第 40 条 各委員会は、その事業計画、実施にあたっては実行委員会にはからなければならない。

第 12 章 改 正

第 41 条 この規約の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。ただし、改正案及び改正理由書等は、少なくとも総会の 5 日前までに全会員に配付しなければならない。

第 13 章 付 則

第 42 条 この規約は平成 5 年 6 月 1 4 日より制定実施する。

(※ 1) 平成 17 年 4 月 22 日 改正

(※ 2) 平成 19 年 3 月 20 日 改正

(※ 3) 平成 29 年 3 月 22 日 改正

(※ 4) 令和 2 年 4 月 18 日 改正